

令和8年度 職員採用試験実施要項

社会福祉法人 高知県福祉事業財団

1 職種・採用予定人員・職務内容

職 種	職務内容	勤務先	採用予定人員
児童養護施設処遇職員	入所児童の養育, 自立支援等	児童養護施設「子供の家」 又は児童養護施設「愛童園」	若干名

※法人内の他施設への人事異動の可能性あり

【施設の所在地】

- ・児童養護施設 子供の家 : 高知市相生町 2-8
- ・児童養護施設 愛童園 : 香南市夜須町西山 1319-1

2 受験資格

次のいずれかに該当する人

- ① 保育士の資格又は幼稚園教諭二種免許を有する人
- ② 小学校、中学校、高等学校の教員免許を有する人
- ③ 社会福祉士、精神保健福祉士、心理士等の資格を有する人
- ④ 高等学校卒業又は高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格者で、児童福祉の仕事に関心、意欲のある人

※ 新規卒業見込みの人又は当該資格等を取得見込みの人を含みます。

なお、年齢が 59 歳以下の人に限ります。

※定年年齢（60 歳）を下回る条件での雇用（雇用対策法施行規則第 1 条の 3 第 1 号）

また、特定性犯罪の前科がある方は受験できません。（8 特記事項参照）

3 応募（受験）の手続

(1) 申込先

〒780-0054 高知市相生町 2 番 8 号 社会福祉法人 高知県福祉事業財団 事務局
電話 088-884-0120（直通）

(2) 受付期間

○ 令和 8 年 10 月 26 日（月）から令和 8 年 11 月 19 日（木）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

○ 受付時間：午前 9 時から午後 6 時まで（正午から午後 1 時の間を除く。）

※郵便による申込みは、**令和 8 年 11 月 19 日（木）必着**とします。

(3) 提出書類及び提出方法

下記の書類を持参又は郵送のいずれかの方法により法人事務局まで提出してください。

- ① 受験申込書
- ② 履歴書 1 部（市販のものに写真を貼付したもの）
- ③ 資格又は免許を有する人にあつては、当該資格証等の写し 1 部

(4) その他

- 当採用試験実施要項及び受験申込書は、高知県福祉事業財団事務局で配付します。
事務局での配布は、令和8年10月26日（月）からとなります。
当財団ホームページ（<https://kfj-zaidan.or.jp>）からも印刷できます。
- 応募書類はお返しできませんのでご了承ください。
- 応募の秘密は厳守します。申込書等の個人情報は、採用試験以外の目的には一切使用しません。
- 受験票は交付しません。当日試験会場にお越しください。

4 試験の日時及び場所

種 目	日時及び場所
論文試験 適性検査 個別面接試験	令和8年11月29日（日）午前8時45分から午後3時頃まで 注）時間は受験者の人数により変動あり （受付：8時20分～8時35分） 【試験会場】 高知市相生町2番8号 児童養護施設子供の家 1階 地域交流室、会議室

5 試験の方法及び内容

種 目	内 容
論文試験	職務遂行に必要な識見，判断力，思考力等に関する筆記試験 ※（参考）前年度の出題テーマ 「児童養護施設の職員として目指したい職員像」
適性検査	職務遂行に必要な適格性に関する検査
面接試験	人物，人柄等についての個別面接による試験

6 合格発表

- 令和8年12月上旬（予定）
- 受験者全員に合否の結果を文書で通知します。

7 任用等

(1) 採用時期

令和9年4月1日

(2) 初任給等

当法人の規定によります。（令和9年度予定額）

職 種	初 任 給	備 考
児童養護施設処遇職員	254,300 円	4 年制大学新卒者の場合
	245,800 円	短期大学新卒者の場合
	233,600 円	高等学校新卒者の場合

※ 初任給は、採用前の職歴等に応じて加算される場合があります。

また、賞与（令和9年度予定4.7か月）、一時金（令和7年度実績約28万円）、業務手当（本俸月額4%+2,500円）、従事者手当月額9,000円を支給

宿直手当，扶養手当，通勤手当，住居手当等を支給，定期昇給は年1回

(3) 勤務時間・休日

- ・勤務時間：7時から22時のうちの8時間勤務（シフト制）
1か月単位の変形労働時間制（1か月を平均して1週40時間），宿直あり
- ・休日：年間当たりの土日，祝日の日数と年末年始の日数を確保（交代制勤務）
- ・その他特別休暇あり

8 特記事項

- ・児童養護施設処遇職員は，令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき，特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は，こども性暴力防止法に基づき，本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため，当法人の採用条件の一つとして，特定性犯罪の前科がないことを求める必要があることから，受験申込書に特定性犯罪の前科がないことを記載してください。

※「特定性犯罪」，「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

9 その他注意事項

応募を受け付けた方には，締め切り後に試験案内の通知を送付します。

試験当日は次のものを携行してください。

- ・鉛筆（HB以上の濃さ）
- ・消しゴム

《問合せ先》

社会福祉法人 高知県福祉事業財団 事務局
〒780-0054 高知市相生町2番8号
電話 088 - 884 - 0120（直通）
ホームページ <https://kfj-zaidan.or.jp>

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。